平成３０年（フ）第６４号
東京都東久留米市滝山６丁目１番６―501
債務者　堀井　誠美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１５１号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ20棟212号
債務者　西塚　　恒
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第５０８号
北九州市小倉北区浅野１―２―39
破産者　エヌティサービス株式会社
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９９号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目151番地の４
破産者　有限会社イゼナ空設
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２６２号
沖縄県那覇市字安里360番地７
破産者　有限会社大樹
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８４４号
仙台市太白区大野田５丁目38番地の９
破産者　株式会社メイゼン企画
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
千葉県銚子市高神東町9656番地の３　かしの木内
破産者　鶴岡　　進
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
富山県氷見市柳田41番地14
破産者　有限会社四十住水産
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１６６６号
名古屋市北区会所町208番地
破産者　コキア合同会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３号
京都府綾部市寺町小山29番地
破産者　有限会社キタサカ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第３１３８号
大阪府枚方市町楠葉１丁目８番６号101号室
破産者　有限会社サンリッツ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３８号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番20号
破産者　有限会社クリーンウィル
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１３号
大阪市中央区谷町６丁目６番９号
破産者　有限会社レテ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１９号
大阪市北区西天満３丁目６番21号
破産者　ＳＨＵフィナンシャルサービス株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２４号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目10番１号
破産者　株式会社ジョイントイン
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１４号
大阪市淀川区西中島４丁目３番４―805号
破産者　株式会社アイダブルシー建築企画
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６２号
大阪市東住吉区田辺３丁目７番５号―1005
破産者　株式会社ＳＫコーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５６号
堺市北区蔵前町３丁１番41号
破産者　ケイフーズ株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６４号
大阪府河内長野市楠ケ丘11番10号
破産者　有限会社三好ガラスカンパニー
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６５号
大阪府河内長野市楠ケ丘11番10号
破産者　有限会社シーウェル
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７９号
大阪府河内長野市日野386番地
破産者　有限会社ミグ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係